

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

平成 26 年度 事業計画

(目標) “人と人とのつながりの持てる地域福祉の推進を”

－「助け合い起こし」を振り返り、次の10年を考える1年に－

私たちを取りまく現在の社会情勢は、地域におけるつながりの希薄化、少子高齢化の進行、なかなか回復しない景気状況、そして本年4月からは、消費税率の引き上げも予定されるなど、厳しい状況下にあります。

介護、失業、ひきこもりなど複数の課題を抱えた世帯も増加しています。そのような状況下のなかで、既存の福祉制度やサービスでは十分対応できない場面も生じてきています。そこで必要となるのが住民同士の助け合いです。社会福祉協議会は、そうした住民同士の助け合いや地域で主体的に活躍する住民を支援する使命を帯びています。社会福祉協議会では、須坂市地域福祉活動計画「助け合い起こし」に基づき、人と人とのつながりで生活支援を行っていく「こころ・つなぐ・助け合い事業」を広げてきています。この活動も住民組織である『助け合い推進会議』との協力により取り組んでいるものです。

この活動計画は、10ヶ年計画で策定されたもので、平成26年度はその最終年度を迎えます。新年度において10年間の活動を検証し、今後実現可能な計画の策定を進めてまいります。

また、篤志家により造成いただいております「敬愛基金」は、平成25年度末で、1億9千万円となり、引き続きその利息をボランティア活動の普及に活用してまいります。近年、個人的に活動するボランティアが増える一方、グループに加入する方が減少しています。長く継続していたボランティアグループの解散もあり、時代に合った住民福祉のあり方も検討していきます。

なお、介護保険事業については、短期入所施設（ショートステイ）併設の地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園が開所となります。須坂市にとっては初めてのユニット型の小規模特別養護老人ホームであり、ユニットケアの理念である、自宅での暮らしの継続を実現できるよう努めてまいります。

また、新しい施設は開所しても、社会福祉協議会の介護サービスの基本は在宅介護です。これまでも「最後の砦」を合言葉に、本人が希望すれば在宅で頑張る方々を支援してきました。

今後、要介護者の支援についても介護保険のサービスだけでなく、住民の助け合いと協力を結びつけながら図ってまいります。

主 要 事 業 に つ い て

※市指定	⇒ 須坂市からの指定管理事業
※市受託	⇒ 須坂市からの受託事業

I 地域福祉推進事業

1. 須坂市地域福祉活動計画 テーマ「助け合い起こし」の実行（助け合い推進事業）

須坂市地域福祉活動計画は、誰もが住みなれた地域で、豊かに安心して暮らせるまちをつくるために、住民自身により策定された行動計画

(1) 助け合い推進会議の支援

- ・役 割 助け合いのまちづくりのため活動を計画し、実行するための企画立案、実施
- ・構成員 一般公募の住民のほか市内福祉関係機関・団体・施設等広く参加を呼びかけ組織
- ・活 動 年4回程度の全体会議
4部会に分かれての活動

<内容>

- ・ すざか助け合い推進センターの機能充実(助け合い支援ワーカーを配置)
- ・ こころ・つなぐ・助け合い事業（住民参加型助け合い支援事業）
有償サービスを活用した、地域の助け合いによる、ゴミ出し・雪かき等の日常生活支援を行なうお互いさまのまちづくりを推進及びDVDによるPRを図る
- ・ 「ご近所福祉」の推進
およそ50～100世帯を助け合い推進の基本圏域「ご近所」と考え、世話焼きさん・助けられ上手さんの発掘支援を行う
- ・ 地域のふれあいサロンを助け合いの拠点として支援を強化 ※市受託
- ・ 助け合い情報の発行
- ・ 「助け合い推進大会」の共催（助け合い推進会議主催）
助けられた体験談募集「助けられ大賞」の実施

(2) 新・地域見守り安心ネットワークづくりへの協力

市の協力のもと、区が中心となり、災害も想定しながら在宅のひとり暮らしや寝たきりの高齢者、高齢者夫婦世帯、障がい者世帯等の地域での支え合い、見守りのネットワークづくりへ協力・助成を行います 助成について※市受託

2. 啓発・広報

- (1) 広報紙「助け合い起こしすざか」・「社協要覧」の発行、パンフレット・ホームページでの情報発信・ブログでの情報伝達
- (2) 公募による広報紙モニターの情報提供などを広報に反映
- (3) 長野県社会福祉大会への参加
- (4) 社協マスコット「こころちゃん」「つなぐくん」を活用した啓発活動
- (5) ふれあい広場の開催
ボランティア連絡協議会を中心とした約80団体で構成する実行委員会が主催し、より多くの市民に福祉への理解を広げるための福祉の祭典を行います

3. ボランティア活動推進事業

- (1) 敬愛基金利息（篤志家により造成）の活用によるボランティア活動の支援及び普及
- (2) ボランティアの育成・研修事業の実施
 - ・ 市民を対象に、車イス実習、高齢者疑似体験、ボランティア体験、施設体験、傾聴、レクリエーション、ご近所助け合い等の入門講座の開催
 - ・ 夏休みを利用した、高校生以上のボランティア・福祉施設体験講座の開催 ※市受託
- (3) 災害に備えてのボランティア継続研修会及び災害ボランティアの登録
- (4) 被災地支援の災害ボランティア（炊き出し・生活支援等）派遣の実施 ※市受託

- (5) 須坂市ボランティア連絡協議会の活動支援
- (6) ボランティア相談の受付・ボランティアグループの支援
- (7) 福祉ボランティアセンターの管理運営 ※市指定

4. 高齢者福祉事業

- (1) 介護予防事業
 - ・ 軽度生活・生活管理指導員派遣事業 ※市受託
介護保険で「非該当」の認定を受けた高齢者を対象に、自立生活に必要なヘルパーを派遣します
 - ・ 生きがいデイサービス事業 ※市受託
自立した高齢者を対象に、老人福祉センターにおいて、生きがいづくりを目的にレクリエーションや調理実習等のサービスを提供します
- (2) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ※市受託
- (3) 食の自立支援事業 ※市受託
おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で調理の困難な方に食事を宅配、併せて安否確認を行います
- (4) 福祉移送サービス事業（リフト付き車両による送迎）
介護度 2 以上で車イス等利用している移動困難な高齢者を対象に、通院等の外出を支援します
- (5) いきいき外出事業
車イスを利用し外出が困難な高齢者等を対象に、お花見等の外出を支援します。
- (6) 在宅介護者のつどい ※市受託
在宅介護者の心身のリフレッシュを目的に温泉等での宿泊及び食事会等を開催し、介護者相互の交流を通して介護者を支援します
- (7) ひとり暮らし高齢者安心コール事業 ※市受託
ひとり暮らしの高齢者を対象に、ボランティアが電話をかけることで安否確認及びコミュニケーションを図り安心して暮らせるまちづくりを支援します
- (8) ひとり暮らし高齢者への年賀はがき発送 ※市受託

年賀状購入費は共同募金配分金

5. 障がい者福祉事業

- (1) 難病患者等ホームヘルプサービス事業 ※市受託
難病患者を対象に、ホームヘルパーを派遣します
- (2) 重度障がい児者訪問入浴サービス事業 ※市受託
自宅で入浴が困難な重度障がい児者を対象に、自宅に入浴車で訪問し、入浴サービスを提供します
- (3) 重度障がい者移動支援サービス事業 ※市受託
外出が困難な重度障がい者を対象に、ヘルパーが同行して買い物等の外出を支援します
- (4) いきいき外出事業
外出が困難な車イス利用者等を対象に、お花見等の外出を支援します
- (5) 重度障がい者希望の旅事業
公共機関を利用して外出や旅行が困難な重度の障がい者を対象に、旅行を通して人と人とのつながりをつくり、社会参加を促進します
- (6) 須坂カッタカタまつりへの参加支援
障がい者の社会参加とボランティアとの交流を目的に、障がい者の参加を支援します
- (7) 重度障がい者等料理教室
調理の機会が少ない重度の障がい者を対象に、調理や仲間との交流の場を増やすことを目的に、料理教室を開催します

- (8) 福祉移送サービス事業（リフト付き車両による送迎）
一般の交通手段を利用することが困難な重度障がいの車イス使用者、視覚障がい者、身体障がい者を対象に、通院等の外出を支援します

6. 母子・父子家庭福祉事業

- (1) 母子・父子家庭ほか長期休み中の子どもの余暇活動支援事業の実施
- (2) 交通・災害遺児への激励
- (3) 母子・父子家庭親子のつどい事業等への協力

7. 福祉教育推進事業

- (1) 社会福祉普及校の指定及び福祉教育に対する補助事業
- (2) 小中学生ボランティア体験教室及び施設体験事業
- (3) 高校生ボランティアの交流会
- (4) 福祉体験出前講座の充実
学校や地域の依頼により、福祉体験講座の相談、講師派遣、調整等を行います
- (5) 学校・施設・福祉団体等とのネットワーク研修会

8. 総合相談事業

問題解決のため、専門家とのネットワークを形成・司法書士との連携

- (1) 開設日 悩み・心配ごと相談 …… 月曜日から金曜日
 心配ごと相談 …… 第2・4木曜日の午前
 法律相談（弁護士） …… 第2・4木曜日の午後
- (2) 相談員研修会の開催

9. 援護事業

- (1) 生活福祉資金・総合支援資金の貸付事業
- (2) 被災家庭の激励・見舞い（見舞金・布団セット・日用品セットの提供）
- (3) 日常生活自立支援事業、金銭管理・財産保全サービス事業
高齢や障がい等で年金の払い出しや支払いなどが困難な方の支援をします
- (4) 福祉移送車両（車イスで乗車できるリフト付き車両）の貸出事業
- (5) 重度障がい者世帯への歳末激励事業
- (6) 生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施（新）
- (7) その他援護事業

10. 基盤強化と地域福祉活動の推進

- (1) 財政基盤の確立（活動財源の確保）
- (2) 福祉基金利息の有効活用
- (3) 苦情解決システム・第三者委員会の開催
- (4) 支部活動（12支部）の充実強化
- (5) 民生児童委員協議会との連携強化
- (6) 保護司活動の支援
- (7) 関係機関（団体）、福祉施設との連絡調整

11. 善意銀行の管理運営

- (1) 預託金品の受託とその管理及び配分

12. 共同募金事業

- (1) 赤い羽根共同募金の実施とその配分
- (2) 街頭募金の実施
- (3) 長野県共同募金会須坂市支会事務

13. 日本赤十字社事業

- (1) 日赤社資募集の推進及び日赤社員の加入促進

- (2) 赤十字奉仕団の育成と団活動の推進
- (3) 救急法・AED・健康生活支援講習・水上安全法・幼児安全法等講習会の推進
- (4) 一日赤十字の開催
- (5) 献血の推進
- (6) 災害発生時義援金受付窓口の開設
- (7) 日本赤十字社長野県支部須坂市地区事務

II 介護保険事業

1. 老人ホームヘルプサービス事業（訪問介護・介護予防訪問介護）

ホームヘルパーが家庭に訪問し、食事や排泄等の介護や調理や洗濯等の生活援助等のサービスを提供します

2. 訪問入浴サービス事業（訪問入浴介護・訪問入浴介護予防）

家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、可能な限り自立した日常生活を営むことを目的に、簡易浴槽を家庭に持ち込み、入浴サービスを提供します

3. 老人デイサービスセンター事業（通所介護・介護予防通所介護）

デイサービスにおいて、日常生活の支援及び身体機能の維持を図る目的に、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービスを提供します

- (1) デイサービスセンターぬくもり園 一般型 定員 40 名
- (2) デイサービスセンターことぶき 認知症対応型 定員 12 名
- (3) デイサービスセンターすえひろ 一般型 定員 40 名（※市指定）

4. 居宅介護支援事業・介護予防支援事業

要介護状態の心身の状況及び環境、希望等を把握し、介護サービス計画(ケアプラン)の作成、サービス提供事業者と連絡調整、申請代行等を行います

- (1) 居宅介護支援事業所
- (2) ぬくもり園居宅介護支援事業所

5. 地域密着型特別養護老人ホーム事業（地域密着型介護老人福祉施設）※平成 26 年 5 月

地域密着型特別養護老人ホームにおいて、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家族との結びつきを重視し、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します

- (1) 地域密着型特別養護老人ホームぬくもり園 入所定員 29 名（3 ユニット）

6. 老人短期入所事業（短期生活介護）

短期入所施設において、入浴、食事などの日常生活上の介護や機能訓練を提供します

- (1) 短期入所生活介護施設ぬくもり園 定員 9 名

III 障害者総合支援法に基づく事業

1. 障害者福祉サービス事業

- (1) ホームヘルプサービス事業

障がい者を対象に、ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄などの日常生活上の介護や調理や洗濯等の生活援助サービスを提供します

(2) 同行援護ホームヘルプサービス事業

視覚障がい害により移動が著しく困難な障がい者を対象に、外出時に同行し情報提供等を行うとともに移動を援護するサービスを提供します

IV 老人福祉センター「永楽荘」「くつろぎ荘（※市指定）」の管理運営及び須坂市老人クラブ連合会への活動協力

V 「ぶどうの家（※市指定）」（指定障害福祉サービス事業所）の管理運営及び障がい者の社会復帰の促進